

政策統括官

将来の世代に制度をしっかりと引き渡していく

政策統括官(社会保障担当)では、社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画・立案とその推進に取り組んでいます。

Mission

日本は、1970年には人口に対する65歳以上人口の占める割合が7%を超え、いわゆる高齢化社会となりましたが、昨年9月にはついに25%を超える等、急速に少子高齢化が進行しています。また、家族形態を見ても単身高齢世帯が増えるなど、国民皆年金・皆保険が達成された1960年代と現在では、社会経済情勢が大きく異なっています。さらに、急速な少子高齢化と相まって、医療技術の高度化も進む中、社会保障給付費が増大しており、平成25年度には110兆円を超えました。

こうした変化に対応するため、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度へ転換し、世界に冠たる日本の社会保障制度を将来の世代にしっかりと引き渡すべく、不断の改革に取り組んでいます。

政策紹介 1

社会保障・税一体改革

社会保障の充実・安定化と我が国の財政健全化を同時に達成するため「社会保障・税一体改革」に取り組んでいます。昨年成立した、社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにするプログラム法に基づいて、今後は、消費税率の引上げによる増収分を活用しつつ、少子化対策、医療・介護、年金といった各分野の充実と重点化・効率化を同時に進め、持続可能な制度を確立していきます。厚生労働白書の刊行や、高校等における社会保障教育の推進を通じて、このような取組の周知にも努めています。

政策紹介 2

成長戦略における社会保障

医療・介護などの社会保障分野は、制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野であり、良質で低コストのサービスを効率的に提供できる大きな余地が残された分野でもあります。このため、公的保険内のサービス提供体制の合理化、公的保険外のサービス産業の活性化などにより、国民ニーズにかなう質の高いサービスを持続可能な形で提供しつつ、経済成長にも資するという姿を実現していきます。

政策紹介 3

厚生労働分野の情報化の推進

昨今の発展がめざましい情報通信技術は、厚生労働分野の政策課題の重要な解決ツールとなりつつあります。昨年には、社会保障制度の公平性・効率性向上の基盤となるマイナンバー制度の関係法律が成立し、現在、施行準備を進めています。また、健康・医療・介護分野で、サービスの質の向上や効率化を目的とする医療情報連携ネットワークの普及促進や、健康増進や研究開発、政策立案に資するデータ活用の推進に取り組んでいます。

平成25年度を振り返って

平成25年 5月24日 マイナンバーを導入するための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の成立

平成25年 8月6日 社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ

平成25年12月5日 社会保障制度改革の全体像・進め方を明らかにした「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(社会保障制度改革プログラム法)の成立

平成26年 2月14日 第1回社会保障制度改革推進本部 開催

社会保障と税の一体改革



政策統括官

総合的かつ戦略的な労働政策の策定

Mission

人は、人生の多くの時間を「働く」ことに費やします。「働く」ことは人々の生活の基本であるとともに、生産活動を通じて経済の発展の基盤ともなるものです。

少子高齢化によって、今後、働く人の数の減少が見込まれる中で、就業を希望するすべての方が、能力を高め、その能力を存分に発揮できるように。

働き方にかかわらず、公正な処遇の下で、健康で安全に働けるように。

また、失業等の場合にセーフティネットが確保され、再チャレンジができるように。

政策統括官(労働担当)では、これら様々な難しい課題に対し、省内の複数のセクションや関係府省と連携しながら、総合的かつ戦略的な労働政策の策定を行っています。

政策紹介 1

総合的かつ戦略的な労働政策の策定

国の成長戦略や経済対策の策定などにおいて、雇用・労働政策は重要な位置を占めます。政策統括官(労働)では、これらについて省内の総合調整や関係府省との連携を行っています。

政策紹介 2

労働経済分析のシンクタンク

労働経済の短期的な動向や中長期的な課題について調査・分析を行うことも、労働政策を考える上で重要であり、毎年、「労働経済白書」を公表しています。65冊目となる平成25年版の白書では、「構造変化の中での雇用・人材と働き方」をテーマに分析し、競争力を支える「人材力」の強化の必要性を提言しました。



「労働経済白書」の表紙

政策紹介 3

公労使による政策形成、集团的労使関係の安定

労働政策は、働く現場の実態や意見を十分に踏まえることが重要です。このため、ILO条約でも雇用政策について労使同数参加の審議会を通じて政策決定すべき旨が規定されるなど、労働分野では三者構成原則が基本とされています。我が国では、公益代表・労働者代表・使用者代表の三者で構成される「労働政策審議会」を設置し、重要な労働政策について審議をお願いしています。

また、労使間で起きた様々なトラブルを解決するため、公労使三者を代表する委員で構成される行政機関として、各都道府県に都道府県労働委員会が、また厚生労働省の外局として中央労働委員会が、それぞれ設置されています。

平成25年度を振り返って

平成25年 8月30日 「平成25年版労働経済の分析」(労働経済白書)を公表

